

動物愛護推進員

兵庫県では、平成13年11月に「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき動物愛護推進員制度をスタートさせ、現在、52名が動物愛護推進員として活動しています。

動物愛護推進員は、「動物の愛護及び管理に関する条例」の目的である「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を実現するため、県と協力して様々な事業をすすめています。また、動物だけではなく地域社会に深い関わりを持ち、それぞれの地域において「動物との楽しい・正しい暮らし」の普及に努めています。

【主な活動紹介】

犬のしつけ方教室

犬を終生飼育するうえで「しつけ＝人間社会のルールを教える」はとても重要です。県主催の動物愛護フェア等において、飼い主さんが愛犬と一緒に楽しみながら、しつけの必要性やその具体的な手法について学ぶ「犬のしつけ方教室」を開催しています。



マナーアップ教室

鑑札・狂犬病予防注射済票の装着や犬の散歩時のフンの処理、日頃のしつけ等、犬の飼い主のマナー向上のための催しを開催しています。



学校・幼稚園等での啓発事業

小中学校や幼稚園、公民館等に出張して、様々な動物愛護啓発事業を実施しています。動物たちの視点から「動物との接し方」や「いのちの話」等、参加者にわかりやすく伝えています。



紙芝居を用いた啓発事業

紙芝居『こねこがやってくる』を作成し、子供とともに保護者に対して、楽しく・正しく猫を飼うための①終生飼育②完全屋内飼育③不妊手術の実施の重要性を伝えています。

